

文献提供機関（DS）による限定的電子化利用の使用料について

1. 使用料は次の方法で各権利者が決定し、同封の代理委任契約書の第3条2項に誌名とともに基本料、追加料を記入していただいています。（逐次刊行物に加えて、本会に権利委託をしている書籍（単行本）が複数ある場合は、それら書籍は原則として同一の使用料としています。）

（1）基本料： 1件につき10頁まで

（2）追加料： 上記頁を超過する場合、超過分10頁ごとに適用

2. 使用料標準例

使用料は上述のように権利者に決めていただいておりますが、どの程度の料金が適切か判断に困る場合には、下記の使用料を選んで頂いております。

（1）基本料： 1件につき10頁まで 【150円】

（2）追加料： 上記頁を超過する場合、超過分10頁ごとに 【100円】

（注記） 基本料の内容： この料金には、頒布目的の複写使用料と送信目的のPDF化を含む送信の使用料を合算しており、それぞれ100円、50円と考えて150円としております。

3. DS内データ保存料

上記の使用料は顧客にDSから1回だけデータを提供するためのもので、終了後はDSのサーバーからデータを消却することになります。（DSとの契約に規定する。）

ただし、この他に利用者からの複写注文の多い権利者の著作物については、次回注文を受けるためにDSが自社内サーバーに同データの保存を希望する場合があります。その場合は当該権利者と個別にその可否、DS支払い料金、保存開始承認時期（例えば次号発行以後）等について別途相談させていただきます。

以上